館山市広報

発行所　館山市役所
館山市北條1087番地
電話館山67.68.188番

備えあれば憂なし
納税組合をつくりましょう

皆さんがすでにご承知のように現在の租税制度からみまして皆さんの負擔される税金の納付についてはなみなみならないものがあります。

納期が過ぎますと延滞金・延滞加算金、或は督促手數料等が加算されますので納税については、日夜ご腐心されていることと存じますとの一解決策として、昭和二十六年法律第一四五號で「納税貯蓄組合法」が公布されたのでありまして、日掛、月掛、その他自分の都合のよい方法で貯蓄をし、納期に到って租税の納付を樂に、しかも容易にできるように準備するのがこの納税貯蓄組合法の目的であります。

【設立】　納税貯蓄組合は、個人と法人とを問わず、一定の地域又は勤務先を單位として作れます。規約の定めかたは、任意でありますが組合の名稱、主たる事務所の所在地　業務の目的等の程度でよいと思います。（規約の様式は市役所に用意してあります。）規約ができましたらばその組合の代表者が税務署長と地方事務所長及び市長にあて、いづれか一つの長に一括して提出すれば組合は成立します。

【加入脱退の自由】　組合への加入と、組合よりの脱退は全く自由です。

【公租公課全般】國税都税・市税その他、税金は、すべてこの納税貯蓄組合預金から納められます。

【金融機關への委託納付】　組合貯金から、預税金を納めるには、預入先の金融機關への通帳に納税告知書、その他納税に必要な書類一切を添えて出せばよいのです。

【設立】　納税貯蓄組合預金の利子について所得税は課せられません。但し、前述のように預入先の金融機關に委託をして租税の納付をしない場合とか納税以外にその預金を引き出すときは、その引き出した金額に對する利子については所得税が課せられます。

又納税貯蓄組合の書類及び預金通帳又は證書等にはすべて印紙税は課せられません。

尚組合の事務に必要な費用を補うため組合には國や市から補助金が豫算の範圍内で交付されます。

くわしいことは市役所税務課におたずね下さい。

本年三月以降結成した組合は次のとおりです

設置年月日	組合名稱	組合員數	代表者
二八・五・一五	警察職員納税組合	五一	佐久間誠一
五・二五	〃高井第一	四一	石川正治
六・一	〃新井第一	六七	淺倉岩松
六・五	日東交通館山地區〃	四九	三平宏
七・一	〃高井第四	二〇	小瀧一計
七・一〇	〃高井第三	四四	長谷川雄太郎
七・二〇	〃正木下	三六	鈴木平五郎
九・一	〃龜ヶ原	三七	神崎嘉市
九・一	〃川名第四	三一	玉沖宗一郎

母子福祉資金
受付〆切は
九月二十五日

今月の税金

固定資産税　第2期
納期限　9月末日

九月十五日は「としよりの日」です

元氣で働いておられるおとしより、病氣や貧乏でお困りのおとしより、さまざまな境遇にあるおとしよりをみんなでいたわり慰めましょう。社會のために、家庭のために、みんなでおとしよりをだいじにしましょう。

九月十五日から二十一日までの『としよりの福祉週間』にご協力くださ い。市では小學校の運動會の際敬老會を催します。

市民みなさま

かかさぬ納税わが家の誇り

基本選擧人名簿ならびに海區漁業調整委員會委員選擧人名簿調製について

この二つの選擧人名簿は法律にもとづいて毎年九月十五日現在で本市選擧管理委員會が調製することになっています。ではどんな資格のある者がこの選擧人名簿に登載されるかというと

一、基本選擧人名簿

(1) 選擧權の要件

イ 日本國民で年齢滿二十年以上の者（昭和八年十二月二十一日以前生れ）

ロ 戸籍法の適用を受ける者であること

ハ 本年九月十五日現在でその日まで引つゞき三ケ月以來本市の區域内に住所を有する者（本年六月十六日以前）

(2) 右の要件を具備していても左記に該當するものは選擧權がない。

イ 禁治產者

ロ 禁と以上の刑に處せられその執行を終るまでの者

ハ 禁と以上の刑に處せられその執行を受けることがなくなるまでの者（法律の定めるところにより、行われる選擧、投票及び國民審査に關する犯罪以外の犯罪による刑の執行猶豫中の者を除く。）

二、海區漁業調整委員會委員選擧人名簿

(1) 選擧權の要件

本市の區域内に住所又は、事業場を有する年齢二十年以上（昭和八年十二月二十一日以前生れ）の者で左記要件を具備していること。

1 一年に九十日以上漁船を使用する漁業者又は、漁業者のために漁船を使用して水產動植物の採捕若しくは、養殖に從事する者

2 一年に九十日以上採捕漁業者若しくは、採捕漁業を營み、又は、これらの漁業者のため採捕若しくは採貝に從事する者

3 漁業協同組合又はその連合會の役員となつたため前1及び2に該當しなくなつたものでその役員に就任する際前1及び2の要件を充足していた者

(2) 基本選擧名簿の事項中(2)に該當する者は選擧權がない。

以上のとおりでありますが有權者はどんな手續きをして選擧人名簿に登載するかと申しますと九月十五日から十日間の豫定で市の吏員が各受持ちの町内會え出張して皆さんの各戸を訪問して調査いたしますのでみなさんのご協力をお願い致します。

農地は勝手に潰したり賣つたり貸したりすることはできません

昨年十月二十一日から實施されている農地法はこれまでの法律をそのまゝ受けついだものでありますから農地の賣買・貸借・潰廢（宅地その他）は嚴重に統制されており、すべて知事又は農業委員會の許可が必要で若しこれに違反した場合は罰則規定が適用されますから事前に手續きをとられるよう進んで協力して下さい。

◉農地法拔萃

第三條　農地又は採草地について所有權を移轉又は採草地について所有權を移轉又は地上權・永小作權・質權・使用貸借による權利・貸借權若しくはその他の使用及び收益を目的とする權利を設定し、若しくは移轉する場合には省令で定めるところにより當事者が都道府縣知事の許可（使用貸借による權利若しくは賃借權については市町村農業委員會の許可）を受けなければならない

省略

第四條　農地を農地以外のものにする者は省令で定める手續きに從い都道府縣知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため五千坪をこえる農地を農地以外のものにする場合は農林大臣の許可）を受けなければならない

省略

第五條　農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にするため、これらの土地について第三條第一項本文に掲げる權利を設定し又は移轉する場合は省令で定めるところにより當事者が都道府縣知事の許可（これらの權利を取得するものが同一事業の目的に供するため五千坪をこえる農地について權利を取得する場合は農林大臣の許可）を受けなければならない

省略

第二十條　農地又は採草放牧地の賃貸借の當事者は省令の定めるところにより都道府縣知事の許可を受けなければ賃貸借の解除をし解約の申入をし合意による解約をし又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない　但し合意による解約が民事調停法による農事調停によつて行われる場合はこの限りでない

省略

罰則

第九十二條　第三條第一項第四條一項第五條第一項第二十條第一項の規定に違反した者は三年以下の懲役又は十万圓以下の罰金に處する

未亡人の相談相手をごぞんじですか

誰れに相談する相手もなく子供と生活の重荷背負つて日々をすごす未亡人の相談相手としての母子相談員ができました。

千葉縣においても法律にもとづいて八月一日附で各郡市に一名宛の相談員が設置されました。

館山市地域を擔當する方は後藤ゆき氏（現市教育委員）であります

八月一日から市福祉事務所（市役所内）に駐在して、生活の相談をはじめ、子供の養育、母子福祉資金の貸付などいろいろの相談に應じることになりました相談員は毎週水曜日だけ福祉事務所で業務をとりその他の日は、市内の母子家庭を訪問巡回して生活一般のことについて調査指導の相談をうけることになつております。

くわしいことは、直接市福祉事務所へご照會下されぱご說明を致しますから、ご遠慮なくおいで下さい。

計量器は洩れなく檢査を受けましょう

計量器の定期檢査が左記日割によつて實施されます、この檢査は計量の正確を圖り計量に關する違反豫防する目的で行われると、檢査を受けない者は六ケ月以下の懲役又は五万圓以下の罰金に處せられます。又普段使用している計量器の代りに、購入したものを提出する者がよくありますが、これは違反になりますので必ず使用している計量器を檢査に提出して下さい。檢査の結果不合格になつた計量器をそのまゝ營業に使用しておりますと三ヶ年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處せられますから御注意下さい。

記

日時	場所	[illegible]
九月二十六日	船形小學校	船形地區
〃二十七日	那古船形出張所	那古地區
〃二十八日	長須賀早川淺次郎倉庫前	長須賀地區
〃二十九日	館山小學校	館山地區
〃三十日	北條小學校	北條地區
十月一日	右全	受檢しなかつた地區全部

備、当日は午前九時より午後四時まで

市内學校運動會開催日

十月一日　第二中學校　　仝　七日　[illegible]
仝　二日　船形小學校　　仝　十一日　[illegible]
仝　四日　北條小學校
仝　五日　那古小學校

昭和28年度市税納期一

月別	税目	期別	備考
4	一	一	
5	自轉車税荷車税	全	
6	市民税	1	1期均等割 2.3.4.5.期所得割
7	固定資産税	1	
8	市民税	2	
9	固定資産税	2	
10	市民税	3	
11	固定資産税	3	
12	市民税	4	
[illegible]	固定資産税	4	
[illegible]	市民税	5	

みんなそろつ
ラヂオ体
いた

戰沒者の慰靈祭執行

左記によつて日清戰争以來の戰沒者市内約九百柱の慰靈祭を執行いたします。ご遺族の方々は都合を繰合せて多數ご列席くださるようお願い申し上げるとともにお知らせいたします。

一、日時　九月二十日午前十時から

二、場所　北條小學校講堂

（備考）ご遺族の方には別に案内狀をおとゞけします。

元軍人關係恩給等受給權者調査について

このことについては本年七月本人の申告により一應調査を終つたのでありますがまだ左記該當者で未申告の方は至急市福祉事務所援護係に申出て下さい。

調査對象者

一、館山市に本人又は遺族が居住している者

（二）生存者について

(1)軍人として連續七年以上勤務した者（途中離職した者で通算すれば七年以上となる者は含まない。）

(2)既に普通恩給が裁定されていた者（勤務年數の如何拘らず）

（三）死沒者は（今回戰傷病者戰沒者遺族援護法の對象者となつた者）は必要ありません普通死亡（非公務死）の者のみについて

(1)既に普通扶助料の裁定されている遺族

(2)既に普通恩給が裁定されてその後死亡した者の遺族。

(3)連續七年以上勤務者で死亡した者の遺族。

（こどもの頁）

◎お寺のまえて、よくみる仁王さまは、なぜあんなにこわい顔をしているのでしょう？◎

佛教の話では、むかしインドの王さまに千二人の王子がありその中千人の王子は佛さまになりましたが、ほかのふたりは佛さまを守ることをちかつて、ひとりは金剛力に、もうひとりはぼん天王になつたといいます。この金剛力士が仁王さまです。これは金剛―ダイヤモンド―のようにりつぱなつよい力があつて、いろいろ佛教をじやまする惡者やいけない考えをうちやぶるのです。お寺のまえでこわい顔をしているのもこのような意味からです。

仁王さまは口をひらいた形のものと、口をとぢた形のものと一組になつていますが、これはつよい力をもつすがたをふたつのちがつた形であらはしたものと考えればよいでしょう日本で一ばん古いのは和銅四年にできた法隆寺のものです。

◎たのしいゆめや、おそろしいゆめ―ゆめはどうしてみるのでしょう

わたくしたちがねむつているときは、からだは休んでいますが、心は、はたらきをとめていないことがあります。つまり、なにかおとつているのかを知らせてくれる心のはたらきはねむつているのですが、ほかの部分は、やはり、いろいろのはたらきをつゞけているので、いろいろな映像をつくりだすのです。これをゆめとよぶのです。ゆめにはごくみじかいひとつの場面やじようたいをみるのもあれば映画のように、ゆめをみている人が主人公になつて、かつやくするのもあります。多くの先生がたもゆめについて研究していますが、まだせいかくなことは、わかつていません。しかし、ゆめの中ではにおいの感覺はなく、色の感覺はとてもうすいものです。しかし、ゆめはかならずみるものではなく、心もまつたく休んでいるときはみません、これは、じゆくすいをしているときです。

納税問答

其の一

問　私は、本年三月Aという者に家屋と土地を賣渡したのですが私に昭和二十八年度分の固定資産税の徴税令書が配付されましたが納税の義務はAにあるのではないでしょうか。

答　固定資産税の賦課期日はその年の一月一日現在の台帳に所有者として登録されている者に賦課することに法律で定められていますのであなたの場合は本年度の固定資産税を納付する義務があります。

問　昭和二十七年度より二十八年度の固定資産税が高いのですがどういう理由からでしょうか

答　固定資産税の課税標準（家屋土地等の價格）は毎年一月一日の價格で固定資産課税台帳に登録されたものとする。となつていますので、その年の物價に應じ市長が國又は縣の指示により適正な時價として決定するため變動する場合もありますなお本年は縣の指示額が前年より増額したため高くなつています。

問　父母が農業を營んでいて私は二男ですが（未成年ではない）農業を手傳つているだけですが市民税が課税されました家業を手傳つていても課税されるのはどういうわけでしょうか

答　課税されるのですそれは家業專従者といつて、あなたが手傳つていることによつて實質的に家業の收益を得ているのですから均等割（館山市では三百円）のみ課税されます

以下次號

原動機付自轉車の運轉手續をおしらせします

原動機付自転車は左の欠格項目の一に該當しない者が主たる運轉地を管轄する公安委員會に運轉許可を申請した場合は公安委員會が運轉許可證を交付して之を行うが、既に自動車の運轉免許をもつて居るものには必要なく欠格者として

一、十四歳未滿の者

二、運轉許可の取消を受けてから六月を經過しないもの

三、精神病者又はめくら

四、常習めいてい者又は麻藥常用者又は覺せい劑常用者

があげられた運轉中の許可證の携帶又運轉許可證の檢査、運轉許可の行政處分、運転許可の地區的効力・通行の順位・最高速度の制限規定があり該自動車が構造裝置の取扱の上から自動車の範囲から分離され簡易化された關係で之が許可手續について等閑視され易く昨年八月法令改正以降十二月までの縣下全般の無許可の運轉で檢擧されたものは九十七件で本年一月中の件數は四十九件の違反を示しており之等の違反者は何れも道路交通取締法第七條の無謀運轉として、三ケ月以下の懲役又は五千円以下の罰金又科料に處せられ又發覺後三ケ月間は運轉許可申請の手續ができないこととなるので充分戒心し「免許不要」と「許可」との差異あることを認識し正当な手續を經るよう周知方願いたい。

尚本年三月二日運輸省令第十一號道路運送車輛法施行規則の一部を改正し二輪の輕自動車の範囲が擴張せられ從來四サイクルで百五十cc以下であつたが二百五十cc以下に、二サイクル百cc以下であつたのが百五十cc以下（總排氣量）となりこの擴張された範囲迄の自動車を輕自動車免許で運轉できることになりましたが、原動機付自轉車はいまゝで通り二サイクルで六十cc以下四サイクルで、九十cc以下でこれ以上のものは輕自動車免許資格がなければ運轉ができないことになつているので念のため申添えておきます。（市署交通係）

必ず住民登録を

配給を受けるにも、學校にはいるにも、選擧をするにも、居住證明を受けるにも

住所や世帶に異動のあつた時は必ず届出をしなくてはなりません。

農家のしおり

◉大根と白菜の病害虫を防ぎましょう

大根白菜一―二枚の頃からシンクイ虫とアブラ虫を防ぐためDDT乳劑（二〇%）千倍液一斗硫酸ニコチン一匁を混用一週間置きに二―三回撒布する。

白菜腐敗病白斑病　本葉五―六枚頃から水一斗に銅製劑八匁油脂展着劑を混せ數回撒布する。被害白菜は處理して下さい

◉秋うんかについて

早期發見早期驅除が必要

濕田や木蔭山蔭の田や緑色の濃い稲やもち田は特に注意する。一株に幼虫が一〇匹程度いるようなときは驅除する。藥劑の撒布量は、反當三キロ（BHCガンマー一%粉劑）内外が適當です。

戸籍にあらわれたよろこびかなしみ

本年一月から八月三十一日までに戸籍課に届け出でのあつた、出生・死亡・婚姻・離婚の數は次のとおりであります

	出生	死亡
男	二八〇人	一五三人
女	二七八人	一五一人
計	五五八人	三〇四人

婚姻　一六七件

離婚　一九件

〝おとし物〟

八月中に館山市警察署にとゞけられたおとし物は左表のとおりです

お心當りはありませんか

お心當りの方はどえんりよなく市署の遺失物係までお問合せ下さい

拾得月日	拾得場所		品名	數量	金額
八・一	市内	長須賀	財布	壹	一、三四八円
仝・四	〃	北條	腕時計	〃	
仝・七	〃	楠見	男物短靴	〃	
仝・一〇	〃	北條	中古自轉車	〃	
仝・一一	〃	那古	財布	〃	一、一三三円
仝・一三	〃	川崎	現金		四、〇〇〇円
仝・二四	〃	北條	腕時計	壹	
仝	〃	北條	〃	〃	
仝・二五	〃	北條	〃	〃	

統計圖表展示會

昭和二十八年九月二十五日より二十七日まで

會場　館山市北條小學校講堂

主催　館山市　千葉縣市部連合統計研究會

後援　千葉縣

◇出品目録

第一部　千葉縣市部連合統計研究會

分類	番号	名稱
人口	1	十市の人口比較
〃	2	市部の人口と世帶
〃	3	十市の職業別人口
〃	4	各市の人口密度
〃	5	縣下産業別人口比較
土地	6	面積の比較
〃	7	土地の利用組合
氣候	8	千葉縣の七月に於ける平均氣温の分布
〃	9	千葉縣の二月に於ける平均氣温の分布
住宅	10	縣下十市の所有別住宅數
〃	11	縣下十市の住宅疊數
教育	12	縣下各市の學校數
〃	13	茂原市内の小中學校教員生徒數
〃	14	茂原市の中學校卒業生の就職狀況
産業	15	千葉縣の農家
〃	16	農家數
〃	17	一戸當の經營耕地面積
〃	18	農家の經濟
〃	19	千葉縣のお米の生産高
〃	20	縣下十市の總面積に對する山林面積の占める割合
〃	21	林産物生産數量
〃	22	市郡別牛馬飼養分布
〃	23	十市家畜家鶏飼養狀況
〃	24	漁船數
〃	25	各市の漁獲高
〃	26	工場とそこで働く人
産業	27	工場數と從業員數
〃	28	工業の生産高
〃	29	千葉縣十市商業法人個人企業別從業者數
〃	30	千葉縣十市法人個人別賣上高
〃	31	千葉縣十市法人個人企業別商業賣上高件數
〃	32	サービス業の構成
〃	33	サービス業の實態
〃	34	理髪利用狀況
民生	35	生活保護狀況
〃	36	生活保護一人一ケ月平均扶助額
〃	37	國民健康保險醫療給付狀況
〃	38	婚姻と離婚
〃	39	縣内十市の医療施設狀況
〃	40	縣内に於ける傳染病發生傾向
〃	41	縣内乳幼兒の主要死因別死亡者數
〃	42	千葉縣職業紹介狀況
經濟	43	千葉縣民所得割合
〃	44	千葉縣に於ける昭和二七年中の産業別平均給與の動き
〃	45	都市生活世帶と農家の家計支出の割合と比較すると
〃	46	千葉市の勤勞世帶の支出
其他	47	縣下市別郵便局數
〃	48	主要駅の一日
〃	49	千葉縣の交通頻度圖
〃	50	昭和二十七年度千葉縣十市の火災發生件數及損害見積高
〃	51	千葉縣十市犯罪發生件數及檢擧件數

第二部　特別出品

番号	名稱	出品
1	台風	中央氣象台
2	台風と高潮	〃
3	台風はいつどこで發生するか	〃
4	台風の進路	〃
5	大風による被害	〃
6	旱害	〃
7	風水害と稲作	〃
8	雷災の實例	〃
9	氣象による海難はどこに多いか	〃
10	氣象敏感者食餌性との關係	〃
11	五市の工業	栃木縣市部統計研究會
12	茅ヶ崎市人口年次表	〃
13	[illegible]野原村の飼養家畜數と飼養戸數	神奈川縣統計協會
14	衆參選擧結果統計表	〃
15	六大都市一世帶一ケ月間の平均支出金額	〃
16	逗子・厚木・[illegible]瀬氣温雨量比較圖	

17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29

[illegible]

人事異[illegible]

◇市役所

事務職員を命する

事務職員　經濟課勤務[illegible]

事務職員　事務吏員に補する

事務吏員　願により本職を[illegible]　以上七月[illegible]

事務職員　八月二十二[illegible]

事務吏員、事務職員[illegible]　願により本職[illegible]

八月[illegible]

◇監査委員[illegible]

書記に任ず[illegible]

「消火栓」

皆さんの財産を守る

[illegible]スワ!!!火事だ、[illegible]防火栓[illegible]消火栓です。[illegible]貯水池の大[illegible]近くにある[illegible]度確めて下さい。[illegible]火事の時水の池と[illegible]荷物や[illegible]くれてあ[illegible]取り除くようお願い致します。